

奈良市議会基本条例（とりまとめ最終案 130116 版）

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則等（第 5 条—第 9 条）
- 第 3 章 市民と議会の関係（第 10 条—第 14 条）
- 第 4 章 議会と市長等との関係（第 15 条—第 21 条）
- 第 5 章 議会の機能強化（第 22 条—第 26 条）
- 第 6 章 議会改革の推進（第 27 条）
- 第 7 章 議員の政治倫理（第 28 条）
- 第 8 章 議会事務局等の体制整備（第 29 条・第 30 条）
- 第 9 章 議員の定数及び議員報酬（第 31 条・第 32 条）
- 第 10 章 政務活動（第 33 条）
- 第 11 章 補則（第 34 条）

附則

本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。

パブリックコメントによる変更

また、本格的な急激な人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。

このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。

また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければなら

ない。

ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政において、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の議事機関として市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議案、請願その他の案件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による政策決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。
- (5) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。
- (6) 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会運営の原則)

第5条 議会は、民主的かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。

- 2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。
- 3 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。
- 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に応えるものとする。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。
- (4) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。

(委員会)

第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又はその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。

- 2 常任委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

会議規則§38 と整合

4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第5252号）の定めるところによる。

（会派）

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。

~~3 所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。~~

知見による削除

4.3 会派は、政策決定、政策立案その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

（議決・説明責任）

憲法§93 と整合

第9条 議会は、市の議決議事機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。

第3章 市民と議会の関係

（会議の公開等）

第10条 議会は、公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するよう努めるものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人等に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。

4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

（広報及び広聴の充実）

第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

2 議会の広報及び広聴の内容、あり方等については、常に検証し充実

を図るものとする。

- 3 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。

(市民参画の促進)

第12条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、~~参考人の招致、公聴会制度~~公聴会及び参考人制度、専門的知見の活用制度等を活用して、~~専門的な政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。~~ わかりやすく整理

- 3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。

(情報公開の推進)

第13条 議会は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第4545号)の規定による行政文書の開示請求に適切に対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努めなければならない。

(請願及び陳情)

第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

(会議における質疑応答)

第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。

(政策等の監視及び評価等)

提案できるのは市長のみのため

第17条 議会は、市長等市長が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

(重要な政策等の説明及び審議)

第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

~~(1) 重要な政策等を必要とする背景~~

知見による具体項目の削除

~~(2) 検討した他の政策案等との比較検討~~

~~(3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況~~

~~(4) 総合計画における根拠又は位置付け~~

~~(5) 関係法令及び条例等~~

~~(6) 財源措置~~

具体削除に伴う文言修正

~~(7) 将来にわたる効果及び費用~~

議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、市長に対し、その内容に応じ、適切な資料の提供及び説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・及び決算審議における説明)

第19条 議会は、市長が予算又は及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求める

ものとする。

(法第96第96条第22項の議決事件)

第20条 議会は、議事機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を条例で別に定めるものとする。

(議員の文書による質問)

第21条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、議長が別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

第5章 議会の機能強化

(議員研修)

わかりやすくするため、第1項を2分割して1項追加

第22条 ~~議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、広く各分野の専門家や市民等との研修会を実施し、議員研修の充実強化に努めるものとする。~~

議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家や市民等を招いて議員研修を実施するものとする。

~~2~~3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。

(学識経験者等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果

の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(予算の確保)

第26条 議会は、議事機関としての機能を確保充実するとともにために、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第6章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第27条 議会は、二元代表制における機能強化及び時々において時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。

3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

政治倫理条例においてパブリックコメントで指摘された表現に整合した。

第28条 議員は、市政がその地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案及び、政策提案・提言等を支援するため、事務局の調査及び

法制機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第30条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

第9章 議員の定数及び議員報酬

(議員の定数)

第31条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

- 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

- 2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

第10章 政務活動

(政務活動費)

第33条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提案・提言等を行うものとする。

- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

第11章 補則

(条例の見直し)

第34条 議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

ものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。